

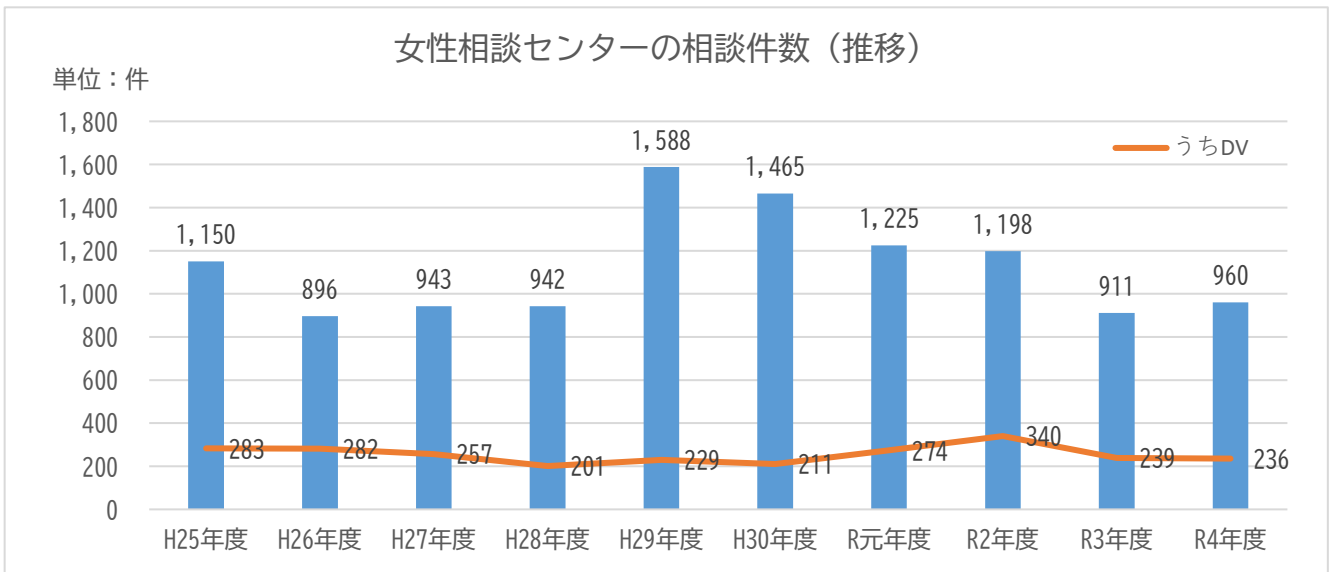
本県における女性相談及び一時保護の現状

1 女性相談の現状

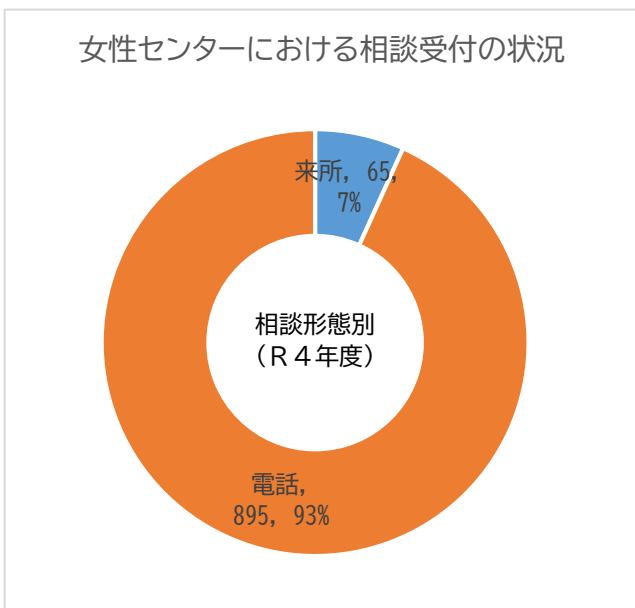
(1) 女性相談センターにおける相談状況

本県の女性相談センターにおける令和4年度の相談件数は、960件（実人数）であり、減少傾向にある。そのうち、DVに係る相談は236件（24.5%）であり、概ね横ばいの状況である。

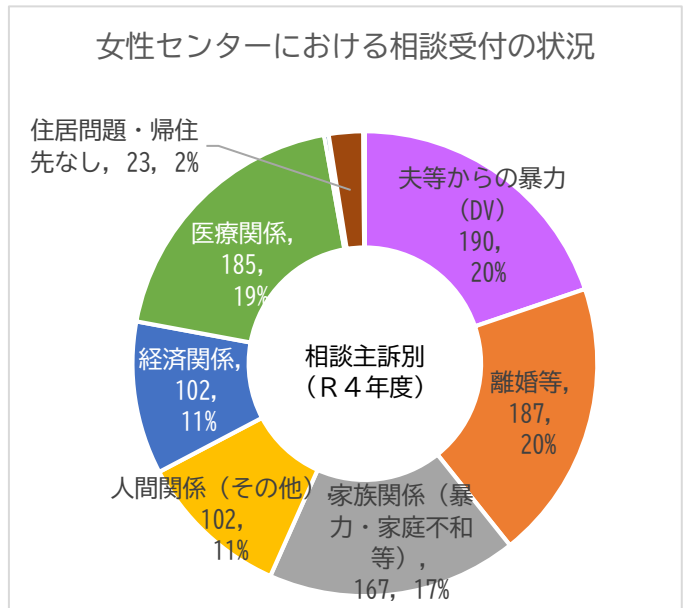
相談形態としては、電話相談が90%を超えるが、この中には「子ども女性電話相談」による相談を含んでいる。主な相談内容は、「夫等からの暴力」「離婚等」に関するものが最も多くそれぞれ20%、次いで「医療関係」、「家族関係」に関するものとなっている。



出典： 山形県「山形県女性相談センター業務概要」

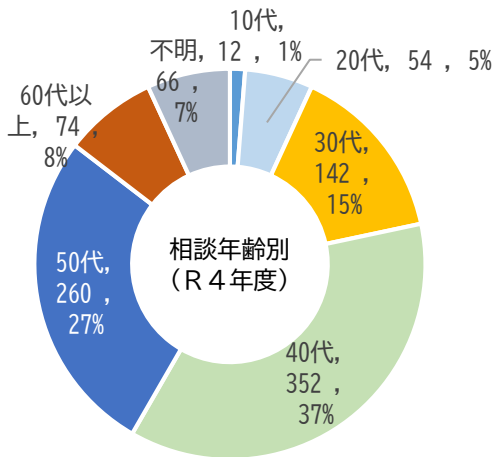


出典： 山形県「山形県女性相談センター業務概要」



出典： 山形県「山形県女性相談センター業務概要」

女性センターにおける相談受付状況



相談年齢としては、10代から60代以上まで全年代にわたる。特に、40代（37%）が最も多く、次いで50代、30代と続く。

出典：山形県「山形県女性相談センター業務概要」

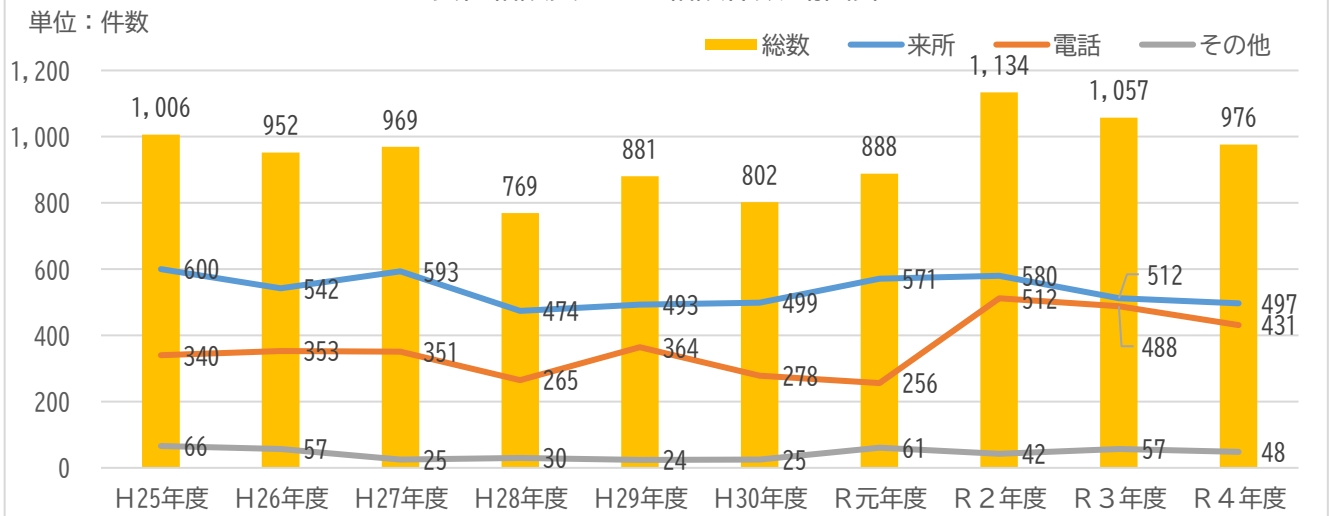
(2) 女性相談員による相談状況

女性相談員（婦人相談員）は、県女性相談センター及び県総合支庁、各市に合計24名配置されている。（R5.4時点）13市すべてに女性相談員が配置され県内全域をカバーしており、地域における女性支援の大きな強みとなっている。

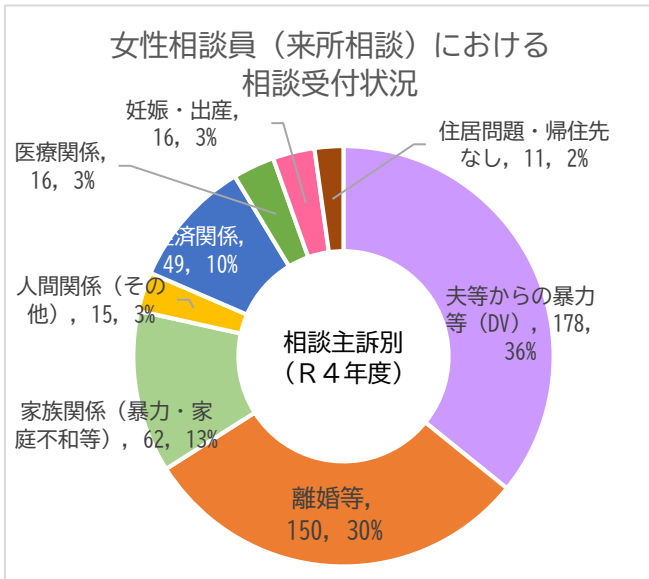
令和4年度の相談件数は、976件（実人数）であり、減少傾向にある。相談形態としては、来所相談が497件（49%）、電話相談が431件（44%）となっており、コロナ禍を経て近年は電話相談の割合が増加している。

主な相談内容は、「夫等からの暴力」「離婚等」に関するものが最も多くそれぞれ30%超、次いで「家族関係」「経済関係」に関するものとなっている。相談者の状況は、10代から60代以上の全世代に広がっており、30代が最も多く、次いで40代、20代の順となっている。最も少ないのは、10代で1%にとどまっている。

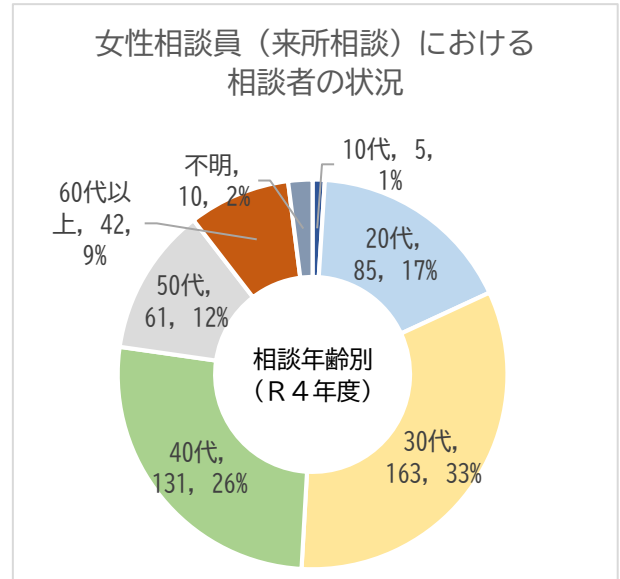
女性相談員による相談件数（推移）



出典：厚生労働省「婦人保護事業の実施状況」



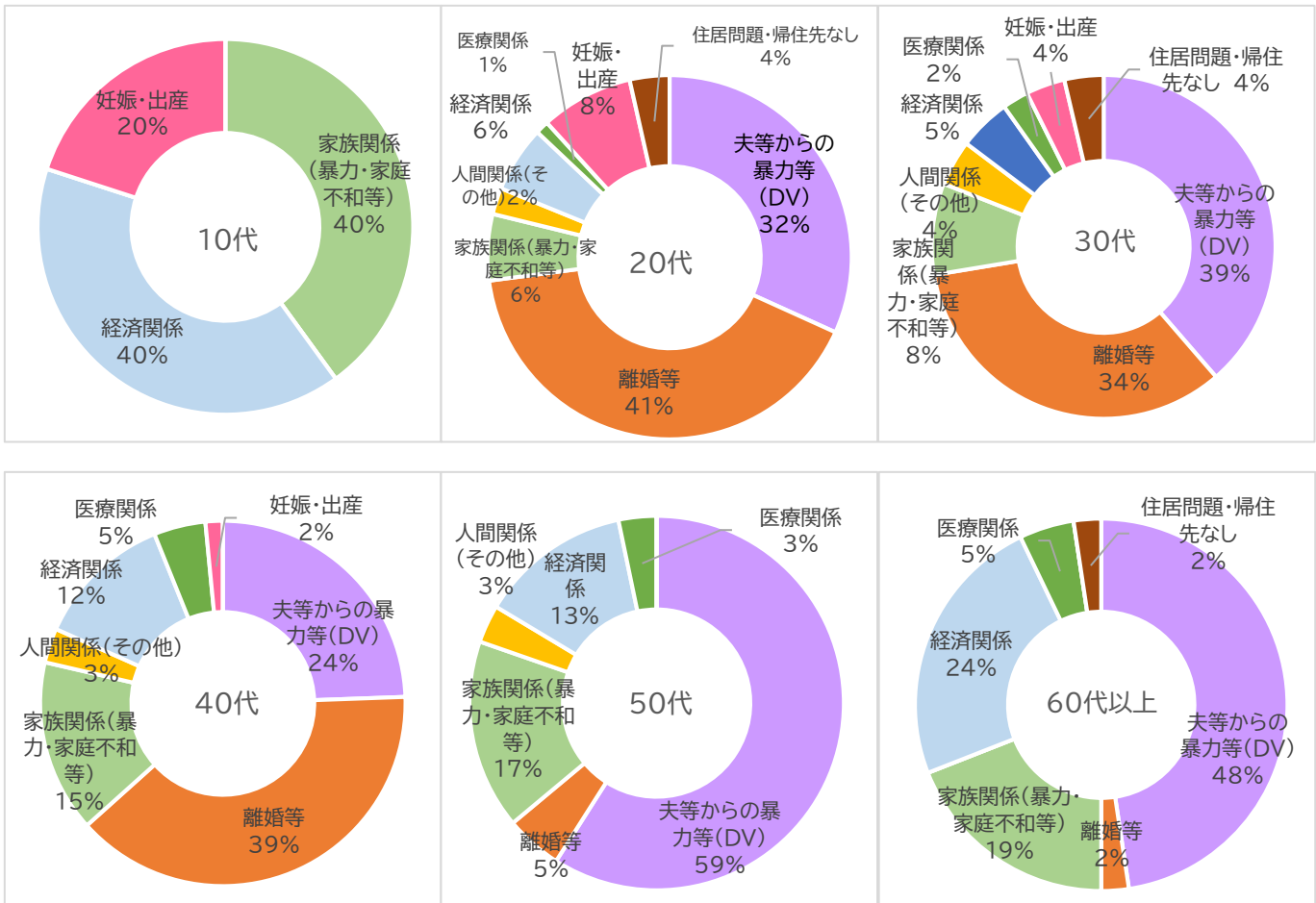
出典：厚生労働省「婦人保護事業の実施状況」



出典：厚生労働省「婦人保護事業の実施状況」

年代別の相談内容では、20代以上の年代では「夫等からの暴力（DV）」の割合が一定数あり、高齢になると割合が高くなる傾向になる。また、相談件数の多い20代から40代では「離婚等」が占める割合が約40%と多くを占める。一方、少数ではあるが、「家族関係」「経済関係」「住居問題」等それ以外の多様な相談が寄せられている。

一方、10代は相談件数こそ多くないものの、「家族関係」「経済関係」「妊娠・出産」等について相談が寄せられるなど他世代とは異なる結果となっている。

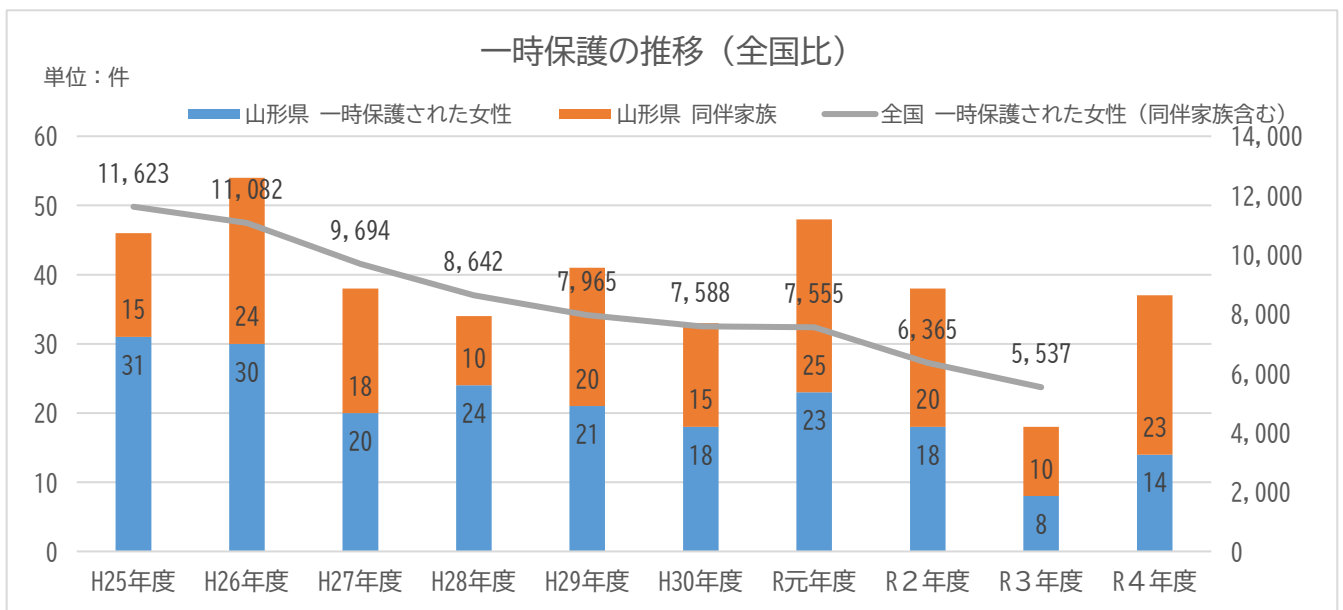


出典：厚生労働省「婦人保護事業の実施状況」

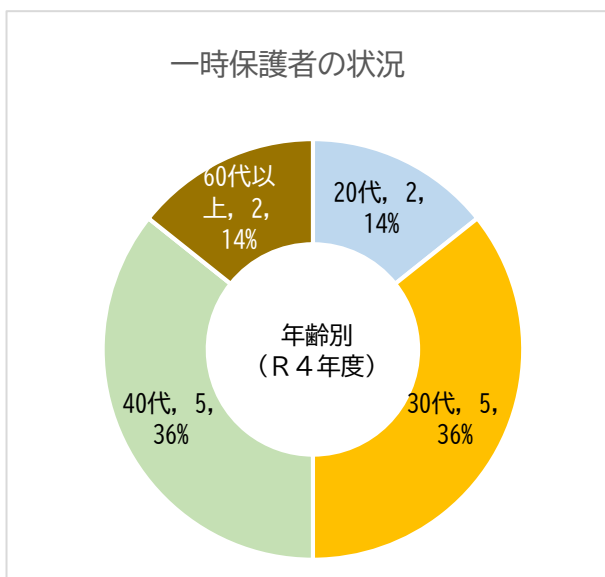
2 一時保護の現状

女性相談センターでは女性や同伴する子どもの安全確保のため、24 時間体制で保護を実施している。令和 4 年度中に一時保護された女性は 14 名であり、平成 25 年以降、減少傾向にある。これは、全国の一時保護の状況と比べても同様の傾向にある。一時保護された女性の年代は、30 代、40 代が中心となり、次いで 20 代、60 代以上となる。

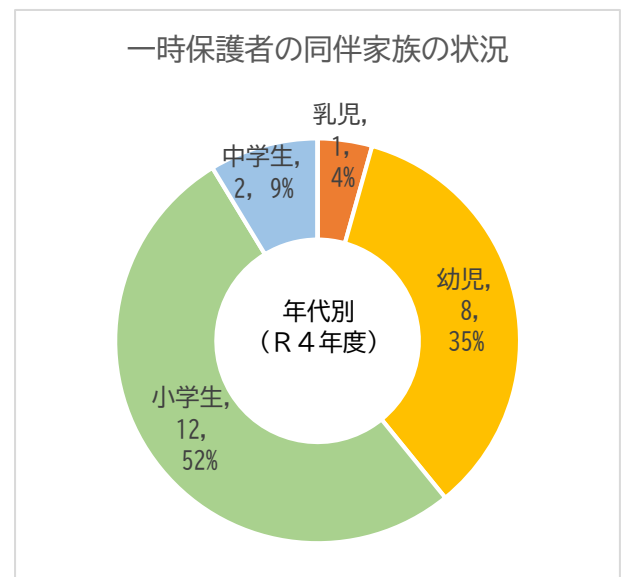
また、女性と一緒に保護された同伴家族は 23 名となっており、前年度から大きく増加した。同伴家族は保護された女性の状況に左右されるが、令和 4 年度は、小学生（52%）、幼児（35%）で約 90%となった。



出典：厚生労働省「婦人保護事業の実施状況」

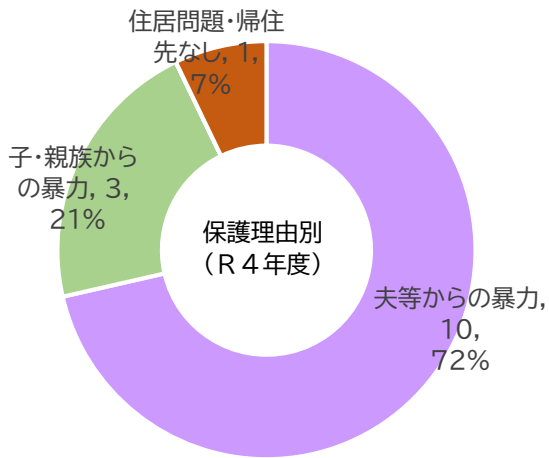


出典：厚生労働省「婦人保護事業の実施状況」



出典：厚生労働省「婦人保護事業の実施状況」

一時保護の状況



一時保護された女性の保護理由の内訳は、「夫等からの暴力」が10名、「子・親族からの暴力」が3名。「住居問題・帰住先なし」が1名となっている。

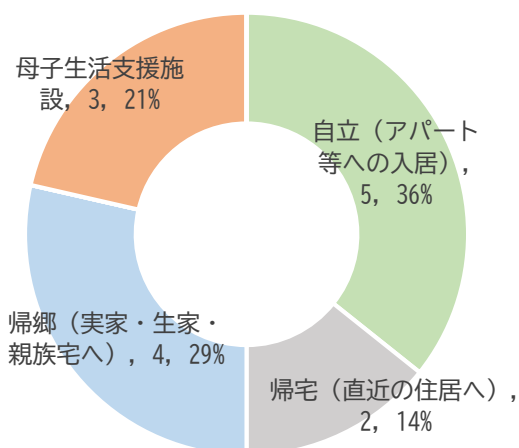
出典：厚生労働省「婦人保護事業の実施状況」

一時保護は原則、短期間の入所となるため、退所後の生活に向け関係機関と連携し本人の状況や希望を尊重しながら調整していくこととなる。

一時保護所退所後の状況は、「自立（アパート等への入居）」が最も多くなっている（36%）。地域における支援体制が充実してきたこと等を踏まえ、市町村等の支援を得て福祉制度等を活用しながら自立の道を選択していることが窺える。次いで、「帰郷（実家等へ）」が約30%、母子で入所し生活の支援を受けることができる「母子生活支援施設」が21%となっている。一時保護されたものの「帰宅（直近の住居へ）」を選択する者が一定数おり、継続支援を行っている。

退所後に婦人保護施設（金谷寮）へ入所した者は近年0人。制限がある共同生活への拒否感等から施設入所を選ばず、地域で支援制度を活用しながら自立した生活を選択したり実家等の支援を選ぶ状況となっている。

一時保護後の状況 (R4)



出典：厚生労働省「婦人保護事業の実施状況」